

特記仕様書（機械除草）

第1条（安全教育等）

1. 本業務の施行に際し、現場に即した安全訓練等について、業務着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上の時間を割当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ②本業務内容等の周知徹底
 - ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④本業務における災害対策訓練
 - ⑤本業務現場で予想される事故対策
 - ⑥その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日・参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第2条（交通誘導警備員等）

1. 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本業務においては交通誘導警備員Bを延べ人数30人を見込んでいる。
2. 請負者は「交通誘導員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

第3条（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

1. 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。
なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。
2. 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
・公安委員会の 指定区間 ・高速自動車道路 自動車専用道路	・交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要	
・上記以外の交通 頻繁な現道 (道路交通センサス 交通量4,000台/ 日以上の区間)	・工事ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・建設業者の従業員等で 次に該当する者 ①検定合格者のみ	・県監督員がやむを 得ない理由があると 認めた場合 ・建設業者の従業員等で いずれかに該当する者等 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
・その他の道路	・警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の 配置に関する確認書」 の提出が必要 ・建設業者の従業員等で いずれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	・警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者 のうち、2年以内に法定教育を受講した者
②交通誘導警備に関し専門的な 知識及び技能を有する者	・徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者

3. 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者と徳島県警備業協会に電子メールにより送付し確認すること。
なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。
4. 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。
5. 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。
なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

6. 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

第4条（交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

1. 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費：警備員送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2. 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：14.93%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.18%

3. 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。

なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4. 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5. 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7. 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第5条（工程等）

1. 業務内容は、工区内の除草（2回刈り）及び路面清掃（3回）であり、業務実施期間については、下記の期間とする。

除草1回目 令和5年7月1日～令和5年8月10日

除草2回目 令和5年10月1日～令和5年11月30日

また、路面清掃の実施時期については監督員と協議して決定するものとする。

第6条（施工管理等）

1. 作業状況写真は、同一箇所で施工前・施工状況・施工後を対比させて添付すること。なお、写真の撮影箇所については、施工延長200m毎に1回を標準とし、第8条に記載の飛散防止対策を実施した場合は、実施日毎に1回撮影を行うこと。
2. 各回除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 草木類の運搬時においてはシート被覆等の処置を施し、草木類の飛散防止を徹底させること。なお、草木類の処分方法については監督員と協議すること。
4. 除草完了時には、監督員の検査立会を受けること。
5. 路面清掃（路肩部）の施工範囲（延長）については現地状況を把握し、施工数量を取りまとめて事前に監督員と協議すること。

また、路面清掃で発生した塵埃量(m³/km)を管理計測し監督員に提出するものとし、積算条件が変更となる場合には変更契約の対象とする。

6. 排水施設清掃の施工箇所については、事前に監督員と協議すること。

第7条（廃棄物の処理及び処分）

1. 廃棄物の処理が発生した場合には監督員と協議し承諾をえること。また、請負者は、廃棄物の処理及び処分にあたって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、請負者の責任において、適正に処理及び処分を行うものとする。

第8条（草刈り機による事故防止対策）

除草作業については下記の項目に留意し作業すること。

1. 事前に現地調査を実施し既存構造物の位置確認、作業上で支障となる物件の撤去や位置確認（目印の設置）を実施する。
2. 作業箇所の移動も考慮に入れて、作業箇所の区分割りを計画する。
3. 作業箇所周辺の駐車車両は、事前に作業時間中は移動してもらうように依頼する。
4. 草刈り作業中の飛散防止対策として、以下のいずれかを実施すること。
 - ① 飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈り機を使用する。
 - ② 飛散防止用ネット等の防護材を使用する（推奨寸法：幅2.7m、高さ1.8m程度）。
 - ・ 防護材の使用に際しては、草刈り機の刃先と防護材の間隔を詰め、防護材

を草刈り機に追随させる。

- ・ 歩道の縁石際など、草刈り機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、飛散を防止するのに十分な高さや幅を有する防護材を使用する。草刈り機の飛石防止設備を適切に使用し、状況に応じてベニヤ板、飛石防止用ネット等を効果的に使用する（飛散角度に留意し適切に保つ）
5. 作業指揮者や監視員を配置して、作業全体の指揮・監視を行う。
 6. 作業員はヘルメット、防護メガネ、手袋、安全ベスト等を着用し、安全な施工を行う。

第9条（除草・伐採木の搬出等）

1. 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不用であるが、下請け（再委託）する場合は下請業者に業許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項一般廃棄物の収集運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。

第10条（路肩清掃）

1. 路肩清掃については、路面に堆積している土砂等を除去するものである。
2. 作業時の注意事項等については、草刈りに準拠するものとする。

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。